

第5回教育委員会会議

令和6年3月22日
午後3時30分
本庁舎第10共通会議室

案 件

議案第33号

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を
改正する規則案

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部改正について

1 対象職員

教育委員会所管の学校園に勤務する教員及び学校事務職員

2 改正の理由

令和6年4月1日に、不登校生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行うことを目的として大阪市立心和中学校（以下、「当該校」という）が開校する。

当該校は、不登校生徒を対象とした昼間部及び中学校夜間学級としての夜間部が併設されており、当該校における対象職員の勤務時間が、既存の市立中学校と異なるため、新たに勤務時間及び休憩時間を定める必要があることから規則の一部を改正する。

3 改正の内容

- ・規則第3条第2項第1号及び第3号に当該校における勤務時間を新設する。
- ・規則第7条第1項第3号に当該校の休憩時間を新設する。

4 施行期日

令和6年4月1日

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則(平成29年大阪市教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(勤務時間)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定による職員の勤務時間の割振りは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間の割振りとする。</p> <p>(1) 昼間において授業を行う<u>学校(第3号に規定する学校を除く。次号並びに第7条第1項第1号及び第2号において同じ。)</u>又は課程に勤務する職員 午前8時30分から午後5時まで(休憩時間を除く。)。ただし、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、午前8時30分から午後5時までの範囲内で、校長又は園長(以下「校長」という。)が別に定める。</p> <p>[(2) 略]</p> <p><u>(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第79条に基づき文部科学大臣が指定する学校に勤務する職員</u> 午前10時から午後6時30分(教育職員にあって</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) 昼間において授業を行う<u>学校又は課程</u>に勤務する職員 午前8時30分から午後5時まで(休憩時間を除く。)。ただし、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、午前8時30分から午後5時までの範囲内で、校長又は園長(以下「校長」という。)が別に定める。</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p>は、午後0時30分から午後9時) まで (休憩時間を除く。)。ただし、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、午前10時から午後6時30分(教育職員にあつては、午後0時30分から午後9時)までの範囲内で、校長が別に定める。</p>	
<p>(休憩時間)</p>	
<p>第7条 条例第3条第1項に規定する休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間内に置くものとする。ただし、学校運営上必要があると認める場合は、他の時間に変更することができる。</p>	<p>第7条 [同左]</p>
<p>[(1)・(2) 略]</p>	<p>[(1)・(2) 同左]</p>
<p><u>(3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) 第79条に基づき文部科学大臣が指定する学校に勤務する職員</u> <u>午前11時から午後2時(教育職員にあつては、午後3時から午後6時まで) まで</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(短時間勤務の職(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。)を占める暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。))は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則第3条第2項第3号の規定を適用する。

心和中学校（学びの多様化学校（不登校特例校））開校に伴う勤務条件比較表

【勤務時間】

		心和中学校以外の市立学校	心和中学校
教育職員	昼間部	8：30～17：00	12：30～21：00
	夜間部	12：45～21：15	
事務職員	昼間部	8：30～17：00	10：00～18：30
	夜間部	12：30～21：00	
管理作業員		8：00～16：30	

【休憩時間】 ※下記表の時間内で45分取得

		心和中学校以外の市立学校	心和中学校
教育職員	昼間部	11：00～14：00	15：00～18：00
	夜間部	14：00～17：15	
事務職員	昼間部	11：00～14：00	11：00～14：00
	夜間部	14：00～17：15	
管理作業員		所定の勤務時間の途中	所定の勤務時間の途中